

だて市政だより 災害対策号

【第6号】

平成23年4月22日発行

■放射線が健康に与える影響について

4月17日（日）伊達市ふるさと会館において、福島県放射線健康リスク管理アドバイザー山下俊一先生による「福島原発事故の放射線健康リスクについて」の講演会が開催されました。講演会では、次のような説明がありました。

問：年間100ミリシーベルトの放射線を浴びると健康に被害があると言われていたが、この地域は安全なのか？

答：この地域は、年間100ミリシーベルト以下の地域です。広島・長崎のデータを基に分析すると年間100ミリシーベルト以下なら心配ない数値です。

その中で、安全基準を年間20ミリシーベルト以下と定めていますが、20ミリシーベルトを超えたからすぐ危険であるとはなりません。仮に50ミリシーベルトになったとしてもがんになる確率はほぼゼロに等しいです。過剰な心配や無用な不安による影響の方がかえって精神衛生上良くありません。発がんの原因は、放射線以外にも、タバコ、酒、ウィルス、生活習慣などがあり、100ミリシーベルト以下の場合には、発がんに対する影響があることは証明されていません。

問：安全と言っても危険性がゼロではないので、子どもに対する影響が心配です。年間20ミリシーベルトを越えている場合には、どのように対応すれば良いのか？

答：安全基準は子どもに対して厳しく設定されています。絶対に安全なのは1マイクロシーベルト/時間ですが、10マイクロシーベルト/時間以下であれば外出はかまいません。この範囲内であれば数ヶ月間遊んでも問題はありません。危険だからと言って、外で遊ぶのを控えるのはかえってストレスになります。安全であることを確認するために放射線を測定することが必要です。

子どもの安全を考えるのであれば、口からの放射性物質を摂取しないようにマスクや手洗いをすることです。また、校庭では、水をまいて埃が舞い上がるのを防いだり、表土を剥ぐことも効果があります。

■市内各地域の放射線測定結果

伊達市における放射線測定値は、福島県が市役所本庁舎敷地内で測定した3月18日の7.98マイクロシーベルト/時間が最高でしたが、約1カ月が経過した4月20日には1.39マイクロシーベルト/時間までに減少しました。そのほかの地域についても減少していますが、地形や天候によって数値が変動するため、主な地域について引き続き観測を継続します。

◎放射線測定値（伊達市測定）							[単位：マイクロシーベルト/時間]
測定日	伊達地域	梁川地域	保原地域		霊山地域		
	伊達総合支所	梁川総合支所	保原本庁舎	富成郵便局	霊山総合支所	八木平バス停	
測定期間中の最高値	測定日 3月28日	測定日 3月27日	測定日 3月18日	測定日 4月16日	測定日 3月28日	測定日 4月15日	
	1.74	1.57	7.98	2.43	3.61	2.83	
4月14日	0.73	0.75	1.03		1.64	1.90	
15日	0.92	0.75	1.31		1.64	2.83	
16日	0.94	0.76	1.33	2.20	1.68	2.83	
17日	0.79	0.81	1.42	1.85	1.68	2.77	
18日	0.87	0.84	1.34	2.06	1.72	2.59	
19日	0.70	0.76	1.37	1.83	1.73	2.64	
20日	0.83	0.74	1.39	2.43	1.93	2.30	

測定日	霊山地域			月舘地域	
	坂ノ上 集会所	小国ふれあい センター	こどもの村国道 115号線駐車場	月舘 総合支所	国道399号線 飯舘村境
測定期 間中の 最高値	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日
	4月17日	3月29日	4月16日	3月27日	3月27日
	5.92	7.24	3.15	2.88	5.55
4月14日	3.90	3.29		1.35	
15日	5.32	3.47		1.38	
16日	5.30	3.37	3.15	1.41	3.40
17日	5.92	3.07	3.05	1.60	2.64
18日	4.69	3.21	2.86	1.23	2.95
19日	4.06	3.22	2.96	1.10	2.30
20日	3.56	3.02	3.02	1.21	2.00

※問い合わせ先：市災害対策本部 ☎575-1003

■学校、幼稚園、保育園の屋外活動について

4月19日、福島県教育委員会から「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方」が示されたことに伴い、伊達市教育委員会は、4月14日に文部科学省が実施したモニタリング再調査で、校庭での放射線量が毎時3.8マイクロシベルトの基準値を上回った小国小学校と富成小学校の屋外活動を制限することにしました。制限の内容は、「校舎は利用して差し支えないが、校庭での活動を1日あたり1時間程度にするなど、学校内外での屋外活動をなるべく制限すること」です。

2校以外の学校などは制限がありませんが、市内すべての学校、幼稚園、保育園では、児童生徒などの健康の保持上、①校庭などの屋外での活動後には、手や顔を洗い、うがいをする。②土や砂を口に入れないように注意する（砂場の利用は控える）。③土や砂が口に入った場合には、よくうがいをする。④登校や下校時、外出からの帰宅時には、靴の泥をできるだけ落とす。⑤土ぼこりや砂ぼこりが多いときには窓を閉めることを留意事項としました。

※問い合わせ先：【学校関係】教育委員会学校教育課 ☎577-3249

【幼稚園、保育園関係】こども部こども保育課 ☎577-3141

■市内小中学校の放射線測定結果

測定は、国の基準により地上高1メートルの地点で測定していますが、20日からは小学校に限り地上高50センチメートル地点で測定することになりました。

校庭では土の表層部に放射性物質が蓄積されるため、アスファルト舗装の道路よりも数値が高くなる傾向があります。

◎放射線測定値（伊達市測定）測定位置：校庭								[単位：マイクロシベルト/時間]	
測定日	保原地域				霊山地域		月舘地域		
	小学校			中学校	小学校		小学校		
	上保原	柱沢	富成	松陽	掛田	小国	小手		
測定期 間中の 最高値	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日	測定日		
	4月11日	4月9日	4月9日	4月10日	4月8日	4月9日	4月9日		
	2.69	4.08	5.52	3.84	3.68	6.29	3.71		
4月14日	1.78	3.29	3.49	3.37	2.94	5.29	2.63		
15日	1.96	3.41	4.47	3.43	3.01	5.40	2.90		
16日	2.28	3.24	4.54	3.32	3.03	5.24	2.87		
17日	2.09	3.00	4.31	3.32	2.98	5.13	3.12		
18日	2.16	3.21	4.41	3.36	2.92	5.08	2.45		
19日	1.63	2.52	3.33	2.60	2.88	5.16	2.68		
20日	2.04	3.09	4.27	3.11	2.79	4.97	2.30		

※問い合わせ先：市災害対策本部 ☎575-1003

■ 飲用水の放射性ヨウ素測定結果

災害対策号（第5号）以降（4月13日以降）、月館簡易専用水道および摺上川ダムの水道水において、放射性ヨウ素は検出されませんでした。

※問い合わせ先：上下水道部施設工事課 ☎577-7213、総務課 ☎577-3283

■ 農産物被害などに関する情報

○ 摂取可能な農産物について

県では次の農林水産物の放射能測定を実施し、暫定規制値を下回っていることを確認しており、安心して食べていただける農産物です。（H23.4.18 現在）

野菜	<施設栽培>イチゴ、キュウリ、トマト、ミニトマト、ニラ、アスパラガス、タラノ芽、ミツバ、オオバ、山ウド、サヤエンドウ、スナップエンドウ <露地栽培>ネギ、アサツキ
畜産物	牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、鶏卵、原乳（ただし、伊達市のほか9市16町6村で産出されたものに限る）
きのこ類	<施設栽培>しいたけ、ナメコ、マイタケ、エノキタケ、エリンギ

○ 福島県農産物の出荷および摂取の自粛について

本県産の農産物から、食品衛生法上暫定基準値を超える放射能物質が検出されたことから、原子力災害対策特別措置法に基づき、下記の品目について、当分の間、出荷および摂取を差し控えるようお願いします。（H23.4.18 現在）

自粛内容	区分	品 目 等
出荷および摂取を控えてください	野菜 (露地・施設)	『非結球性葉菜類』ホウレンソウ、コマツナ、カキナ、くきたちな、カブレ菜、からしな、わさびな、ウルイ、畑ワサビ、花ワサビ等
		『結球性葉菜類』キャベツ、はくさい等
	きのこ (露地)	『原木しいたけ』 飯館村において産出されたもの
出荷を控えてください	野菜 (露地・施設)	『カブ』 こかぶ、赤かぶ、聖護院かぶ 等
		『セリ』 相馬市において産出されたもの
	きのこ (露地)	『原木しいたけ』 伊達市ほか5市8町2村において産出されたもの
	畜産物	『原乳』伊達市のほか9市16町6村で産出されたものを除く

※問い合わせ先：産業部農林課 ☎577-3173、伊達農業普及所 ☎575-3181
伊達みらい農業協同組合営農生活部 ☎575-0112

■ 宅地関連災害の復旧補助申請期間を延長します

震災により、土砂崩れや地割れが発生し宅地に甚大な被害があった場合の復旧工事について、補助金申請を引き続き申請期間を5月31日（火）まで延長します。

【申込場所】

建設部管理課（梁川分庁舎2階）、各総合支所

※問い合わせ先：建設部管理課維持係 ☎577-3147

■土砂災害に注意

市内各地では、地震の強い揺れにより地盤がゆるんだり亀裂が発生している個所が多数あり、少しの雨でも土砂災害や家屋倒壊が起きる恐れがあります。山間部や急傾斜地、宅地災害が発生している場所は、特に注意が必要です。異変を見たり、感じたりしたら安全な場所に避難し、危険な場所には近づかないようにしてください。また、市役所へも連絡してください。

※問い合わせ先：【道路、河川】建設部管理課 ☎577-3147、各総合支所
【農地、山林】産業部農林課 ☎577-3173、各総合支所

■通行止めのお知らせ

地域	名称および被害箇所
保原	【橋梁名】藤兵衛橋 橋脚の傾きによる落橋のおそれがあるため、4月19日から通行止めになっています。 【所在地】保原町大泉字中北地内（東根川）
霊山	【橋梁名】沖橋 橋げた変形による落橋のおそれがあるため、4月19日から通行止めになっています。 【所在地】霊山町下小国字沖地内（小国川）

※問い合わせ先：建設部管理課 ☎577-3147

■災害に便乗した悪徳商法に注意

伊達市内で次のような事例が発生しています。
あやしい電話や訪問があった場合には、その場で対応しないで伊達市消費生活センターに相談してください。

【事例1】

業者から電話があり、「震災で家屋に被害はありませんか？もしあれば、点検やご相談に伺います」と言われた。話を聞こうと訪問をお願いしたところ、すぐに業者が来て、一方的に話をされて、聞くだけのつもりが、高額な契約をさせられた。

【事例2】

震災で屋根の瓦が壊れ、業者に修理を依頼した。屋根にブルーシートをかけただけで、高額な請求を受けた。

※相談先：伊達市消費生活センター ☎574-2233

伊達市災害対策本部（保原本庁舎2階）575-1003